

変更案

表1-2 人口の推移

	平成22年	平成27年 (a)	令和2年 (b)	左のうち15歳未満人口 (c)	左のうち65歳以上人口 (d)	比較増減 (b/a*100)	年少人口率	高齢化率	要介護(要支援)認定率	1人暮らしの高齢者世帯比率
県計	2,029,064	1,914,039	1,833,152	206,152	572,825	95.8	11.5	31.8	19.8	11.78
市部計	1,602,602	1,579,063	1,511,007	171,987	850,627	95.7	11.6	30.9	19.9	11.58
郡部計	426,462	334,976	322,145	34,165	169,614	96.2	10.7	36.3	19.2	12.80
県北地域	497,059	490,647	465,894	50,927	259,225	95.0	11.1	32.3	20.1	11.70
県中地域	551,745	539,376	519,577	61,349	299,760	96.3	12.0	29.1	18.6	10.05
県南地域	150,117	144,080	138,770	16,751	78,253	96.3	12.2	30.9	17.3	10.65
会津地域	262,051	250,605	232,140	25,687	122,801	92.6	11.2	35.3	20.2	13.89
南会津地域	29,893	27,149	24,263	2,218	11,493	89.4	9.2	43.4	21.6	17.61
相双地域	195,950	111,945	119,577	11,241	63,989	106.8	9.7	34.8	19.2	12.30
いわき地域	342,249	350,237	332,931	37,979	184,720	95.1	11.7	31.5	22.0	12.89

注1. 総務省統計局統計調査部「国勢調査報告」(平成22、27年、令和2年)、福島県生活福祉総室高齢福祉課(令和8年1月末現在)による。

- 調査時点は各年10月1日現在。ただし、要介護(要支援)認定率のみ令和8年1月31日現在。
- 「要介護(要支援)認定率」の算出方法は次のとおり。
要介護(要支援)認定率=第1号被保険者(65歳以上)の要介護(要支援)認定者数/第1号被保険者数(65歳以上)
- 「1人暮らしの高齢者世帯比率」の算出方法は次のとおり。
1人暮らしの高齢者世帯比率=65歳以上の高齢者単身世帯数/一般世帯数

現行

表1-2 人口の推移

	平成22年	平成27年 (a)	令和2年 (b)	左のうち15歳未満人口 (c)	左のうち65歳以上人口 (d)	比較増減 (b/a*100)	年少人口率	高齢化率	要介護(要支援)認定率	1人暮らしの高齢者世帯比率
県計	2,029,064	1,914,039	1,833,152	206,152	572,825	95.8	11.5	31.8	19.3	11.78
市部計	1,602,602	1,579,063	1,511,007	171,987	850,627	95.7	11.6	30.9	19.4	11.58
郡部計	426,462	334,976	322,145	34,165	169,614	96.2	10.7	36.3	18.9	12.80
県北地域	497,059	490,647	465,894	50,927	259,225	95.0	11.1	32.3	19.3	11.70
県中地域	551,745	539,376	519,577	61,349	299,760	96.3	12.0	29.1	18.4	10.05
県南地域	150,117	144,080	138,770	16,751	78,253	96.3	12.2	30.9	16.7	10.65
会津地域	262,051	250,605	232,140	25,687	122,801	92.6	11.2	35.3	20.2	13.89
南会津地域	29,893	27,149	24,263	2,218	11,493	89.4	9.2	43.4	21.0	17.61
相双地域	195,950	111,945	119,577	11,241	63,989	106.8	9.7	34.8	19.3	12.30
いわき地域	342,249	350,237	332,931	37,979	184,720	95.1	11.7	31.5	20.8	12.89

注1. 総務省統計局統計調査部「国勢調査報告」(平成22、27年、令和2年)、福島県生活福祉総室高齢福祉課(令和2年8月末現在)による。

- 調査時点は各年10月1日現在。ただし、要介護(要支援)認定率のみ令和2年8月31日現在。
- 「要介護(要支援)認定率」の算出方法は次のとおり。
要介護(要支援)認定率=第1号被保険者(65歳以上)の要介護(要支援)認定者数/第1号被保険者数(65歳以上)
- 「1人暮らしの高齢者世帯比率」の算出方法は次のとおり。
1人暮らしの高齢者世帯比率=65歳以上の高齢者単身世帯数/一般世帯数

変更案

表1-3 本県と隣接県を結ぶ道路及び鉄道路線

隣接県名	路線等名	出発地域	隣接県における 到着地市町村(経由先)	備考	
南東北	宮城県	東北自動車道	県北地域	白石市(仙台市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		常磐自動車道	相双地域	山元町(亶理町)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		国道4号	県北地域	白石市(仙台市)	第1次確保路線
		国道6号	相双地域	山元町(仙台市)	第1次確保路線
		国道113号	相双地域	丸森町(白石市)	第1次確保路線
		国道349号	県北地域	丸森町(柴田町)	第2次確保路線(県境含まず)
		東北新幹線	福島市	白石市(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
		東北本線	県北地域	白石市(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
		常磐線	相双地域	山元町(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
	阿武隈急行	県北地域	丸森町(柴田町)	阿武隈急行株式会社	
	山形県	東北(山形)自動車道	県北地域	(山形市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		東北中央自動車道	県北地域	米沢市	第1次確保路線
		国道13号	県北地域	米沢市(山形市)	第1次確保路線
		国道121号	会津地域	米沢市	第1次確保路線
国道399号		県北地域	高畠町	第2次確保路線(県境含まず)、 県境冬季交通不能	
山形新幹線(奥羽本線)		県北地域	米沢市(山形市)	東日本旅客鉄道株式会社	
新潟県	磐越自動車道	会津地域	阿賀町(新潟市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線	
	国道49号	会津地域	阿賀町(新潟市)	第1次確保路線	
	国道252号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線(県境含まず)、 県境冬季交通不能	
	国道352号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線(県境含まず)、 県境冬季交通不能	
	国道459号	会津地域	阿賀町	第2次確保路線(県境含まず)、 県内一部区間冬季交通不能	
	磐越西線	会津地域	阿賀町(新潟市)	東日本旅客鉄道株式会社	
北関東	茨城県	常磐自動車道	いわき地域	北茨城市(水戸市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		国道6号	いわき地域	北茨城市(水戸市)	第1次確保路線
		国道118号	県南地域	大子町(水戸市)	第1次確保路線
		国道349号	県南地域	常陸太田市(水戸市)	第2次確保路線(県境含まず)
		常磐線	いわき地域	北茨城市(水戸市)	東日本旅客鉄道株式会社
		水郡線	県南(県中)地域	大子町(水戸市)	東日本旅客鉄道株式会社
	栃木県	東北自動車道	県南地域	黒磯市(宇都宮市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		国道4号	県南地域	那須町(宇都宮市)	第1次確保路線
		国道121号	南会津地域	日光市(宇都宮市)	第1次確保路線
		国道294号	県南地域	那須町(烏山町・茂木町)	第2次確保路線(県境含まず)
東北新幹線		新白河駅	西那須野駅(宇都宮駅)	東日本旅客鉄道株式会社	
東北本線	県南地域	那須町(宇都宮市)	東日本旅客鉄道株式会社		
会津鬼怒川線	南会津地域	日光市(今市市)	野岩鉄道株式会社		
群馬県	-	-	-	-	

注1. 「福島県地域防災計画」(福島県危機管理部)、「2025 福島県の道路」(福島県土木部)等による。
 2. 道路については高速道路及び国道を掲載(県境区間が自動車交通不能区間となる国道289号を除く)。
 3. 備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分である。

現行

表1-3 本県と隣接県を結ぶ道路及び鉄道路線

隣接県名	路線等名	出発地域	隣接県における 到着地市町村(経由先)	備考	
南東北	宮城県	東北自動車道	県北地域	白石市(仙台市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		常磐自動車道	相双地域	山元町(亶理町)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		国道4号	県北地域	白石市(仙台市)	第1次確保路線
		国道6号	相双地域	山元町(仙台市)	第1次確保路線
		国道113号	相双地域	丸森町(白石市)	第1次確保路線
		国道349号	県北地域	丸森町(柴田町)	第2次確保路線(県境含まず)
		東北新幹線	福島市	白石市(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
		東北本線	県北地域	白石市(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
		常磐線	相双地域	山元町(仙台市)	東日本旅客鉄道株式会社
	阿武隈急行	県北地域	丸森町(柴田町)	阿武隈急行株式会社	
	山形県	東北(山形)自動車道	県北地域	(山形市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		国道13号	県北地域	米沢市(山形市)	第1次確保路線
		国道121号	会津地域	米沢市	第1次確保路線
		国道399号	県北地域	高畠町	第2次確保路線(県境含まず)、 県境冬季交通不能
山形新幹線(奥羽本線)		県北地域	米沢市(山形市)	東日本旅客鉄道株式会社	
新潟県		磐越自動車道	会津地域	阿賀町(新潟市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
	国道49号	会津地域	阿賀町(新潟市)	第1次確保路線	
	国道252号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線(県境含まず)、 県境冬季交通不能	
	国道352号	南会津地域	魚沼市	第2次確保路線(県境含まず)、 県境冬季交通不能	
	国道459号	会津地域	阿賀町	第2次確保路線(県境含まず)、 県内一部区間冬季交通不能	
	磐越西線	会津地域	阿賀町(新潟市)	東日本旅客鉄道株式会社	
北関東	茨城県	磐越自動車道	いわき地域	北茨城市(水戸市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		国道6号	いわき地域	北茨城市(水戸市)	第1次確保路線
		国道118号	県南地域	大子町(水戸市)	第1次確保路線
		国道349号	県南地域	常陸太田市(水戸市)	第2次確保路線(県境含まず)
		常磐線	いわき地域	北茨城市(水戸市)	東日本旅客鉄道株式会社
		水郡線	県南(県中)地域	大子町(水戸市)	東日本旅客鉄道株式会社
	栃木県	東北自動車道	県南地域	黒磯市(宇都宮市)	東日本高速道路株式会社、 第1次確保路線
		国道4号	県南地域	那須町(宇都宮市)	第1次確保路線
		国道121号	南会津地域	日光市(宇都宮市)	第1次確保路線
		国道294号	県南地域	那須町(烏山町・茂木町)	第2次確保路線(県境含まず)
東北新幹線		新白河駅	西那須野駅(宇都宮駅)	東日本旅客鉄道株式会社	
東北本線	県南地域	那須町(宇都宮市)	東日本旅客鉄道株式会社		
会津鬼怒川線	南会津地域	日光市(今市市)	野岩鉄道株式会社		
群馬県	-	-	-	-	

注1. 「福島県地域防災計画」(福島県危機管理部)、「2015 福島県の道路」(福島県土木部)等による。
 2. 道路については高速道路及び国道を掲載(県境区間が自動車交通不能区間となる国道289号を除く)。
 3. 備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分である。

変更案

表1-6 福島県における主な事業者別発電設備の現況

	水力		火力		原子力		地熱		風力		合計	
	発電所数	最大出力(kW)	発電所数	最大出力(kW)	発電所数	最大出力(kW)	発電所数	最大出力(kW)	発電所数	最大出力(kW)	発電所数	最大出力(kW)
東北電力(株)	59	1,240,000	1 (2基)	2,000,000							60	3,240,000
東京電力 リニューアブルパワー(株)	15	354,660									15	354,660
J E R A (株)			1 (3基)	1,800,000							1	1,800,000
電源開発(株)	9	2,359,400									9	2,359,400
常磐共同火力(株)			1 (3基)	1,450,000							1	1,450,000
相馬共同火力発電(株)			1 (2基)	2,000,000							1	2,000,000
広野IGCCパワー(同) 勿来IGCCパワー(同)			2 (2基)	1,068,000							2	1,068,000
相馬エネルギーパーク(同)			1 (1基)	112,000							1	112,000
東北自然エネルギー(株)	5	9,700					1	30,000			6	39,700
計	88	3,963,760	7 (13基)	8,430,000	0	0	1	30,000	0	0	96	12,423,760
その他・自家用	12	24,362	32	1,642,656					16	465,275	60	2,132,293
合計	100	3,988,122	39	10,072,656	0	0	1	30,000	16	465,275	156	14,556,053

出所：「福島県統計年鑑」福島県企画調整部統計課編 ほか

注1：自家用火力発電所のうち内燃力発電所については1万kW以上のものを計上。

注2：風力発電所については、自家用の500kW未満のものを除き、ウインドファーム単位。

現行

表1-6 電気事業者別・発電種別発電所数及び認可最大出力

(単位：kW)

区分	総数		水力		火力		原子力	
	発電所数	認可最大出力	発電所数	認可最大出力	発電所数	認可最大出力	発電所数	認可最大出力
電気事業者	95	22,526,060	88	3,940,060	5	9,490,000	2	9,096,000
東北電力	61	3,302,130	59	1,237,130	2	2,065,000		
東京電力	18	13,249,930	15	353,930	1	3,800,000	2	9,096,000
電源開発	9	2,339,300	9	2,339,300				
常磐共同火力	1	1,625,000			1	1,625,000		
相馬共同火力	1	2,000,000			1	2,000,000		
東星興業	5	9,700	5	9,700				
自家用発電	33	309,145	7	18,220	26	290,925		
合計	128	22,835,205	95	3,958,280	31	9,780,925	2	9,096,000

注1. 関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課資料(平成17年3月末現在)より(一部修正)

2. 自家用火力発電所のうち内燃力発電所については1万kW以上のものを計上した。

変更案

表2-1 各部署における平素の業務（本庁機関）

所属		平素の業務
<略>		
総務部	市町村総室	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村の起債に関する事 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村 <u> </u> に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（安否情報の収集及び整理）の把握に関する事。
危機管理部	危機管理総室	1 県総合情報通信ネットワーク等の管理統制に関する事。 2 事態対処法及び国民保護法等に関する事。 3 県保護計画及び市町村国民保護計画に関する事。 4 指定地方公共機関の指定に関する事。 5 武力攻撃事態等におけるボランティアに関する事。 6 防災ヘリコプターに関する事。 7 応援・緊急物資等の受入及び配分に関する事。 8 <u> </u> 緊急通行車両の確認証明書の発行等に関する事。 9 武力攻撃災害時避難行動要支援者対策の全庁的な調整に関する事。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信設備の確保に関する事。 11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する事。 12 安否情報の収集、整理及び提供に関する事。 13 生活関連等施設である施設、設備等（他総室の所管する施設、設備等を除く。）の安全確保に関する事。 14 関係機関との調整等に関する事。 15 その他国民保護対策一般に関する事。 16 消防機関に関する事。 17 自主防災組織に関する事。 18 高圧ガス及び火薬類に関する事。 19 ガス関係施設に関する事。 20 ガス事業者等である指定地方公共機関に関する事。 21 （削除） 22 （削除） 21 県対策本部設置時に他総室等に移管する業務の実施要領等の作成及び移管先総室等への移管業務の周知に関する事。 22 災害発生時における災害復興寄附金に関する事。
	安全総室	原子力
		1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における政府及び国会に対する要望書等の作成 <u> </u> に関する事。

現行

表2-1 各部署における平素の業務（本庁機関）

所属		平素の業務
<略>		
総務部	市町村総室	1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村の起債に関する事。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における市町村 <u>等</u> に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事。 3 県対策本部設置時に危機管理総室から移管される業務（安否情報の収集及び整理）の把握に関する事。
危機管理部	危機管理総室	1 県総合情報通信ネットワーク等の管理統制に関する事。 2 事態対処法及び国民保護法等に関する事。 3 県保護計画及び市町村国民保護計画に関する事。 4 指定地方公共機関の指定に関する事。 5 武力攻撃事態等におけるボランティアに関する事。 6 防災ヘリコプターに関する事。 7 応援・緊急物資等の受入及び配分に関する事。 8 被災地等における 緊急通行車両の確認証明書の発行等に関する事。 9 武力攻撃災害時避難行動要支援者対策の全庁的な調整に関する事。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における通信設備の確保に関する事。 11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する事。 12 安否情報の収集、整理及び提供に関する事。 13 生活関連等施設である施設、設備等（他総室の所管する施設、設備等を除く。）の安全確保に関する事。 14 関係機関との調整等に関する事。 15 その他国民保護対策一般に関する事。 16 消防機関に関する事。 17 自主防災組織に関する事。 18 高圧ガス及び火薬類に関する事。 19 ガス関係施設に関する事。 20 ガス事業者等である指定地方公共機関に関する事。 21 原子力発電所に関する事。 22 環境放射線モニタリングに関する事。 23 県対策本部設置時に他総室等に移管する業務の実施要領等の作成及び移管先総室等への移管業務の周知に関する事。 24 災害発生時における災害復興寄附金に関する事。
		(新規)
		1 部内各総室等における国民保護対策業務の推進に関する事。 2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における政府及び国会に対する要望 <u> </u> 等並びに資料作成の総合調整に関する事。

部		<ol style="list-style-type: none"> 1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設等の連絡体制に関すること。 2 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。 3 高齢者、障がい者、難病患者等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における障がい者世帯の援護対策に関すること。 5 <u>武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。</u> 6 福祉避難所の把握に関すること（生活福祉総室が所掌するものに限る。）。 7 武力攻撃災害発生時における義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。 8 県対策本部設置時に出納局に移管する業務の実施要領等の作成及び出納局への移管業務の周知に関すること。
	生活福祉総室	
	保健福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の連絡体制に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急医療の提供及び助産に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。 5 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における感染症の予防に関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における環境衛生に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の供給に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 13 借上げ避難施設の把握に関すること(観光交流局が所掌するものを除く。) 14 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における家庭動物救護対策に関すること。 15 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食品の安全確保及び食品衛生に関すること。 16 毒物及び劇物に関すること。 17 生活関連等施設（取水施設、貯水施設、浄水施設及び貯水池、毒物、劇物及び医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関すること。 18 食生活支援等の必要な要配慮者対策に関すること。
<略>		
教育庁	文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における文化財の保護に関すること。
<略>		
		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集並びに警報の伝達に関すること。 2 住民の避難・誘導に関すること。 3 被災者の捜索及び救出に関すること。 4 生活関連等施設の安全確保に関すること。

部		<ol style="list-style-type: none"> 1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設等の連絡体制に関すること。 2 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。 3 高齢者、障がい者、<u> </u>等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における障がい者世帯の援護対策に関すること。 5 <u>武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。</u> 6 福祉避難所の把握に関すること（生活福祉総室が所掌するものに限る。）。 7 武力攻撃災害発生時における義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。 8 県対策本部設置時に出納局に移管する業務の実施要領等の作成及び出納局への移管業務の周知に関すること。
	生活福祉総室	
	保健福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の連絡体制に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関すること。 3 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における応急医療の提供及び助産に関すること。 4 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。 5 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関に関すること。 6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。 7 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 8 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 9 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における感染症の予防に関すること。 10 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における環境衛生に関すること。 11 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における飲料水の供給に関すること。 12 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 13 借上げ避難施設の把握に関すること(観光交流局が所掌するものを除く。) 14 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。 15 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害発生時における食品の安全確保及び食品衛生に関すること。 16 毒物及び劇物に関すること。 17 生活関連等施設（取水施設、貯水施設、浄水施設及び貯水池、毒物、劇物及び医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関すること。 18 難病患者等の要配慮者対策に関すること。
<略>		
教育庁	文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の防災対策に関すること。
<略>		
		<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集並びに警報の伝達に関すること。 2 住民の避難・誘導に関すること。 3 被災者の捜索及び救出に関すること。 4 生活関連等施設の安全確保に関すること。

警察本部

- 5 N B C兵器を用いた武力攻撃等への対処に関する事。
- 6 被災情報の収集及び提供に関する事。
- 7 警察通信に関する事。
- 8 道路交通の管理に関する事。
- 9 緊急通行車両の確認証明書の発行等に関する事。
- 10 その他国民保護対策一般に関する事。

警察本部

- 5 N B C兵器を用いた武力攻撃等への対処に関する事。
- 6 被災情報の収集及び提供に関する事。
- 7 警察通信に関する事。
- 8 道路交通の管理に関する事。
- (新規)
- 9 その他国民保護対策一般に関する事。

変更案

表 3 - 3 県対策本部機能班の組織編制

班及び構成
<p>総括班（総員 39名）</p> <p>総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。</p> <p><ユニット></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット <p><構成員></p> <p>班 長：危機管理課長</p> <p>副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹</p> <p>班 員：</p> <p>(ユニットリーダーの管理職)</p> <p>消防保安課副課長 1 名、原子力防災課主幹 1 名</p> <p>企画調整部及び病院局から各 1 名</p> <p>(ユニットリーダーの主任主査又は主査)</p> <p>危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各 1 名</p> <p>企画調整部から 2 名、総務部から 1 名</p> <p>(その他の者)</p> <p>災害対策課 _____ から __ 3 名</p> <p>危機管理課、消防保安課及び原子力安全総室から各 2 名</p> <p>企画調整部から 3 名、総務部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各 2 名</p> <p>商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各 1 名</p>
<p>避難支援班（総員 24名）</p> <p>避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。</p> <p><ユニット></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット <p><構成員></p> <p>班 長：生活環境総務課長</p>

現行

表 3 - 3 県対策本部機能班の組織編制

班及び構成
<p>総括班（総員 36名）</p> <p>総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。</p> <p><ユニット></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット <p><構成員></p> <p>班 長：危機管理課長</p> <p>副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹</p> <p>班 員：</p> <p>(ユニットリーダーの管理職)</p> <p>消防保安課副課長 1 名、原子力安全対策課主幹 1 名</p> <p>企画調整部及び病院局から各 1 名</p> <p>(ユニットリーダーの主任主査又は主査)</p> <p>危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各 1 名</p> <p>総務部及び企画調整部から各 1 名</p> <p>(その他の者)</p> <p>災害対策課 及び原子力安全対策課から各 3 名</p> <p>危機管理課 及び消防保安課から各 1 名</p> <p>総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各 2 名</p> <p>商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各 1 名</p>
<p>避難支援班（総員 24名）</p> <p>避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。</p> <p><ユニット></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット <p><構成員></p> <p>班 長：生活環境総務課長</p>

副班長：避難者生活支援課長、技術管理課長

班員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

災害対策課から 1 名

避難地域復興局及び土木部から各 1 名

(その他の者)

消防保安課から 3 名、災害対策課及び原子力安全対策課から各 2 名

(削除)

生活環境部から 3 名、教育庁から 2 名

企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各 1 名

副班長：避難者 支援課長、技術管理課長

班員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

災害対策課から 各 1 名

避難地域復興局及び土木部から各 1 名

(その他の者)

消防保安課から 3 名、 原子力安全対策課から 2 名

危機管理課及び災害対策課から各 1 名

生活環境部から 3 名、教育庁から 2 名

企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各 1 名

班及び構成

情報班（総員 39 名）

情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。

<ユニット>

① 即報作成・広報ユニット

② 人的被害・住家被害情報ユニット

③ インフラ被害情報ユニット

④ 問合せ対応ユニット

<構成員>

班長：災害対策課長

副班長：県民広聴室長、工業用水道経営課長、統計課主幹

班員：

(ユニットリーダーの管理職)

総務部及び生活環境部から各 1 名

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各 1 名

(その他の者)

災害対策課から 3 名、消防保安課から 2 名

危機管理課及び原子力安全総室から各 1 名

生活環境部、農林水産部及び教育庁から各 3 名

総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各 2 名

企画調整部、病院局及び企業局から各 1 名

班及び構成

情報班（総員 39 名）

情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。

<ユニット>

① 即報作成・広報ユニット

② 人的被害・住家被害情報ユニット

③ インフラ被害情報ユニット

④ 問合せ対応ユニット

<構成員>

班長：災害対策課長

副班長：県民広聴室長、企業総務課長、デジタル変革課主幹

班員：

(ユニットリーダーの管理職)

総務部及び生活環境部から各 1 名

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各 1 名

(その他の者)

災害対策課から 3 名、消防保安課から 2 名

危機管理課及び原子力安全対策課から各 1 名

生活環境部、農林水産部及び教育庁から各 3 名

総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各 2 名

企画調整部、病院局及び企業局から各 1 名

活動支援班（総員 21 名）

活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。

<ユニット>

- ① 安全監理調整ユニット
- ② 活動支援ユニット
- ③ 予算・経理ユニット
- ④ 防災行政無線ユニット

<構成員>

班長：人事課長

副班長：行政経営課管理職、危機管理部部主幹

班員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

災害対策課から 3 名、総務部及び出納局から各 1 名

(その他の者)

危機管理課から 2 名、総務部から 6 名、教育庁から 4 名

出納局から 1 名

被災者支援班（22名）

被災者支援班は、応急修理や借上住宅等の住宅支援に係る市町村支援を行う。

<ユニット>

- ① 応急修理ユニット
- ② 借上住宅ユニット

<構成員>

班長：災害対策課主幹

副班長：建築総室管理職、土木部管理職、

班員：

(ユニットリーダーの管理職)

避難地域復興局及び教育庁から各 1 名

(その他の者)

土木部から 4 名

企画調整部から各 3 名

災害対策課、避難地域復興局から各 2 名

危機管理課、農林水産部、商工労働部、文化スポーツ局,こども未来局および病院局から各 1 名

活動支援班（総員 21 名）

活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。

<ユニット>

- ① 安全監理調整ユニット
- ② 活動支援ユニット
- ③ 予算・経理ユニット
- ④ 防災行政無線ユニット

<構成員>

班長：人事課長

副班長：行政経営課管理職、危機管理部部主幹

班員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

災害対策課から 3 名、総務部及び出納局から各 1 名

(その他の者)

危機管理課から 2 名、総務部から 6 名、教育庁から 4 名

出納局から 1 名

被災者支援班（22名）

被災者支援班は、応急修理や借上住宅等の住宅支援に係る市町村支援を行う。

<ユニット>

- ① 応急修理ユニット
- ② 借上住宅ユニット

<構成員>

班長：災害対策課主幹

副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、

班員：

(ユニットリーダーの管理職)

避難地域復興局及び教育庁から各 1 名

(その他の者)

土木部から 4 名

企画調整部から各 3 名

災害対策課、避難地域復興局から各 2 名

危機管理課、農林水産部、商工労働部、文化スポーツ局,こども未来局および病院局から各 1 名

物資班（総員 33名）

物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。

<ユニット>

- ① 物資調整ユニット
- ② 要請・調達ユニット
- ③ 輸送調整ユニット

<構成員>

班 長：商工総務課長

副班長：農林総務課長、出納総務課長

班 員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

生活環境部及び商工労働部から各2名

企画調整部及び農林水産部から各1名

(その他の者)

消防保安課、災害対策課及び原子力安全総室から各1名

企画調整部及び商工労働部から各4名

農林水産部から3名

総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名

観光交流局及び出納局から各1名

班及び構成

原子力班（総員 20名）

<ユニット>

- ① 原子力災害対策・モニタリングユニット
- ② 発電所監視ユニット

(削除)

<構成員>

班 長：原子力防災課長

副班長：原子力安全対策課長

班 員：

(ユニットリーダーの管理職)

原子力安全総室から3名

(ユニットリーダーの主任主査等)

原子力安全総室から1名

物資班（総員 33名）

物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。

<ユニット>

- ① 物資調整ユニット
- ② 要請・調達ユニット
- ③ 輸送調整ユニット

<構成員>

班 長：商工総務課長

副班長：農林総務課長、出納総務課長

班 員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

生活環境部及び商工労働部から各2名

企画調整部及び農林水産部から各1名

(その他の者)

危機管理課から2名、災害対策課から1名

企画調整部及び商工労働部から各4名

農林水産部から3名

総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名

観光交流局及び出納局から各1名

班及び構成

原子力班（総員 30名）

<ユニット>

- ① 原子力災害対策_____ユニット

- ② 発電所監視ユニット

- ③ モニタリングユニット

<構成員>

班 長：原子力安全対策課長

副班長：放射線監視室長、原子力安全対策課主幹

班 員：

(新規)

(新規)

(ユニットリーダーの主任主査等)

原子力安全対策課から2名、放射線監視室から1名

(その他の者)

原子力安全総室から14名

警察班

班長：警察本部外事課長

副班長：警察本部警備部から配置

班員：警察本部警備部から必要数配置

※警察本部外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。

(その他の者)

原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名

警察班

班長：警察本部課長

副班長：警察本部警備部から配置

(新規)

※警察本部課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。

変更案

表 3-4 県対策本部機能班の所掌業務

班名	ユニット	ユニットリーダー	所掌業務
総括班	指揮調整ユニット	危機管理課長 消防保安課長 危機管理課主幹	<ol style="list-style-type: none"> 国民保護措置等の基本方針の調整に関する事。 国民保護措置等の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示及び武力攻撃災害の防御に関する指示等に関する事。 救援に関する措置（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。 自衛隊の国民保護等要請に関する事。 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事。 情報連絡員（県リエゾン）の市町村への派遣指示に関する事。 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関する事。 社会秩序の維持及び安全の確保に関する事。 寄付金の受領式に関する事。 支援に対する感謝状・礼状に関する事。 総括班の総括に関する事。 武力攻撃原子力災害の状況把握に関する事。 武力攻撃原子力災害対策本部との連絡調整等に関する事。 指定公共機関（原子力防災管理者に限る。）に関する事。 武力攻撃災害への対処に関する措置（事前措置、応急公用負担、消防等）に関する事。 生活関連等施設及び公共施設等の安全確保に関する事。 市町村への支援についての総合調整、救援に関する措置に係る市町村への事務委任手続きに関する事。
	企画調整ユニット	企画調整部及び病院局の管理職	<ol style="list-style-type: none"> 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関する事。 (削除) 本部長等の現地視察に関する事。 国民保護措置等に係る市町村からの要望への対応のとりまとめに関する事。 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関する事。 企画調整班との連携に関する事。 その他の国民保護措置等への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関する事。
	庁内連携ユニット	総務部及び企画調整部の主任主査等	<ol style="list-style-type: none"> 福島県対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関する事。 国民保護措置等に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関する事。 国民保護措置等に係る関係課長会議の運営と記録に関する事。 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関する事。 地方対策本部及び現地対策本部に関する事。 福島県対策本部実働班（以下「実働班」という。）の活動状況の把握及び事務局と実働班との情報共有に関する事。 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関する事。
	受援連携ユニット	災害対策課主幹 原子力防災課主幹	<ol style="list-style-type: none"> 国及び他道府県に対する応援要請に関する事（物資班に係るものを除く。）。 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関する事。 応援協定締結団体への応援要請実績のとりまとめに関する事。 県への応援職員の本部員会議への出席に関する事。 国現地対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関する事。 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関する事。
避難	避難アセスメントユニット	生活環境総務課長 避難者生活支援課長 技術管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関する事。 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健医療福祉調整本部等との情報共有に関する事。 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関する事。 避難所運営に係る応援職員への研修に関する事。 避難所運営に係る応援職員の確保及びその活動の支援に関する事。 県外を含む広域避難に係る調整に関する事。 避難所における事故等の把握と対応に関する事。

現行

表 3-4 県対策本部機能班の所掌業務

班名	ユニット	ユニットリーダー	所掌業務
総括班	指揮調整ユニット	危機管理課長 消防保安課長 危機管理課主幹	<ol style="list-style-type: none"> 国民保護措置等の基本方針の調整に関する事。 国民保護措置等の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示及び武力攻撃災害の防御に関する指示等に関する事。 救援に関する措置（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。 自衛隊の国民保護等要請に関する事。 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事。 情報連絡員（県リエゾン）の市町村への派遣指示に関する事。 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関する事。 社会秩序の維持及び安全の確保に関する事。 (新規) (新規) 総括班の総括に関する事。 武力攻撃原子力災害の状況把握に関する事。 武力攻撃原子力災害対策本部との連絡調整等に関する事。 指定公共機関（原子力防災管理者に限る。）に関する事。 武力攻撃災害への対処に関する措置（事前措置、応急公用負担、消防等）に関する事。 生活関連等施設及び公共施設等の安全確保に関する事。 市町村への支援についての総合調整、救援に関する措置に係る市町村への事務委任手続きに関する事。
	企画調整ユニット	企画調整部及び病院局の管理職	<ol style="list-style-type: none"> 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関する事。 国民保護措置等に係る市町村からの要望への対応のとりまとめに関する事。 本部長の現地視察に関する事。 (新規) (新規) (新規) (新規) その他の国民保護措置等への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関する事。
	庁内連携ユニット	総務部及び企画調整部の主任主査等	<ol style="list-style-type: none"> 福島県対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関する事。 国民保護措置等に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関する事。 国民保護措置等に係る関係課長会議の運営と記録に関する事。 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関する事。 地方対策本部及び現地対策本部に関する事。 福島県対策本部実働班（以下「実働班」という。）の活動状況の把握及び事務局と実働班との情報共有に関する事。 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関する事。
	受援連携ユニット	災害対策課主幹 原子力安全対策課主幹	<ol style="list-style-type: none"> 国及び他道府県に対する応援要請に関する事（物資班に係るものを除く。）。 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関する事。 応援協定締結団体への応援要請に関する事 (物資班に係るものを除く。) 県への応援職員の本部員会議への出席に関する事。 国現地対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関する事。 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関する事。
避難	避難アセスメントユニット	生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関する事。 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健医療福祉調整本部等との情報共有に関する事。 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関する事。 市町村の避難所運営に係る県応援職員のニーズ把握及び派遣人数の調整に関する事。 (新規) 県外を含む広域避難に係る調整に関する事。 避難所における事故等の把握と対応に関する事。

ロ支援班	借上住宅ユニット	建築総室管理職	2 賃貸型応急住宅の契約事務_____に関する事。
物資班	物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資等の確保手段に係る調整に関する事。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関する事。 3 <u>市町村の物資関係の広援職員の調整に関する事。</u> 4 物資班の総括に関する事。
	要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部 及び農林水産部の主任主査等	<u>(削除)</u> 1 避難所支援一般物資の災害時広援協定締結団体からの調達に関する事。 2 <u>避難所支援物資の国に対する物資の供給要請に関する事（プッシュ型支援を含む）。</u> 3 <u>避難所における炊き出しの実施に関する事。</u> 4 <u>燃料の確保と供給に関する事。</u> 5 企業等からの寄付物資の受入調整に関する事。
	輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	1 避難所支援物資輸送に係る調整に関する事。 2 輸送状況に係る情報の市町村等への伝達に関する事。
原子力班	原子力災害対策・モニタリングユニット	原子力防災課長 原子力安全総室管理職	1 <u>武力攻撃原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関する事。</u> 2 <u>武力攻撃原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。</u> 3 武力攻撃原子力災害による通報連絡に関する事。 4 原子力防災緊急時連絡網システムに関する事。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関する事。 6 ブラント状況等に係る一般住民への広報調整に関する事。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関する事。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関する事。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関する事。 10 <u>緊急時モニタリングに関する事。</u> 11 原子力班の総括に関する事。
	発電所監視ユニット	原子力安全対策課長 原子力安全総室管理職 原子力安全対策課主任主査等	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関する事。 2 原子力事業者との連絡調整に関する事。
班名		所掌分掌	
警察班		1 県警警備本部との連絡調整に関する事	

ロ支援班	借上住宅ユニット	建築指導課主幹	2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建築班への広援に関する事。
物資班	物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資の確保手段に係る調整に関する事。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関する事。 <u>(新規)</u> 3 物資班の総括に関する事。
	要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部 及び農林水産部の主任主査等	1 <u>避難所支援物資の国や他都道府県等に対する物資の供給要請に関する事。</u> 2 避難所支援物資の災害時広援協定締結団体からの調達に関する事。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 3 企業等からの寄付物資の受入調整に関する事。
	輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	1 避難所支援物資搬送に係る調整に関する事。 2 搬送状況に係る情報の市町村等への伝達に関する事。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>
原子力班	原子力災害対策・モニタリングユニット	原子力安全対策課主任主査	1 武力攻撃原子力災害による通報連絡に関する事。 2 原子力防災緊急時連絡網システムに関する事。 3 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関する事。 4 ブラント状況等に係る一般住民への広報調整に関する事。 5 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関する事。 6 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関する事。 7 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関する事。 <u>(新規)</u> 8 原子力班の総括に関する事。
	発電所監視ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関する事。 2 原子力事業者との連絡調整に関する事。
班名		所掌分掌	
警察班		1 県警警備本部との連絡調整に関する事	

変更案

表 3-5 県対策本部実働班の組織編制及び所掌業務

班名	所掌業務	担当機能班		
知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	総括班		
	2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての広聴及び県民の苦情、相談等の処理に係る県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時相談所への派遣を含む。）。	情報班		
	3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。	情報班		
	4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関する事。	情報班		
	5 武力攻撃災害用ホームページの開設、インターネットを利用した武力攻撃事態等及び武力攻撃災害に係る情報の提供に関する事。	情報班		
	6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての写真の収集及び記録並びに国及び関係機関への広報に関する事。	情報班		
	7 プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関する事。	活動支援班		
総務部	8 放送事業者に対する警報の放送及び警報の解除の放送、避難の指示及び避難の指示の解除の放送、緊急通報の放送の求めに関する事。	総括班		
	財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班	
		2 県議会との連絡に関する事。		
		3 県税の減免及び猶予措置に関する事。		
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。		
		5 国民保護措置等経費の予算措置に関する事。		
		6 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。		
7 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。	関係機能班			
人事班	1 職員の動員に関する事。	活動支援班		
	2 職員の非常招集に関する事。			
	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。			
	4 要避難地域等における職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事。			
	5 被災職員（家族を含む。）の集計等に関する事。			
	6 対応要員の安全確保に関する事（赤十字標章等及び特殊標章等の交付等の手続きを含む。）。			
	7 他の都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。		総括班	
	8 借上げ避難施設（共済組合関係施設に限る。）に関する事。		避難者支援班	
総務部	文書管財班	1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関する事。	情報班	
		2 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集及び整理に関する事。		
		3 被災者情報及び安否情報の個人情報の適正な取扱いに関する事。		
		4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関する事。		情報班 活動支援班
		5 県対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置等に関する事。		活動支援班
		6 通信連絡体制(福島県総合情報通信ネットワーク及び総合行政ネットワークを除く。)の確保及び庁内放送による職員への情報伝達に関する事。		
		7 集中管理自動車の配車に関する事。		
		8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の給与に関する事。		物資班
		9 私立学校における武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。		関係機能班
		10 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。		
		11 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスクケアに関する事。		総括班
	12 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の安全確保に関する事。			
市町村班	1 武力攻撃災害等に伴う市町村の起債に関する事。	総括班		
	2 市町村_に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事。	総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班		
	3 安否情報の収集及び整理に関する事（市町村からの情報に限る。）。	情報班		
危機管理部	※県対策本部設置後における危機管理総室所管業務の取扱い 危機管理総室職員は、機能班員として国民保護措置等に係る業務を行うため、県対策本部設置後における危機管理総室所管業務のうち機能班が所管しないものについては、次の実働班に業務を移管する。 ○危機管理課所管業務（赤十字標章等の交付等） 環境共生班 （生活関連等施設等の安全確保） 企業班 ○消防保安課所管業務（消防団、ガス・火薬関係） 環境保全班			

現行

表 3-5 県対策本部実働班の組織編制及び所掌業務

班名	所掌業務	担当機能班		
知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	総括班		
	2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての広聴及び県民の苦情、相談等の処理に係る県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時相談所への派遣を含む。）。	情報班		
	3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。	情報班		
	4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関する事。	情報班		
	5 武力攻撃災害用ホームページの開設、インターネットを利用した武力攻撃事態等及び武力攻撃災害に係る情報の提供に関する事。	情報班		
	6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての写真の収集及び記録並びに国及び関係機関への広報に関する事。	情報班		
	7 プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関する事。	活動支援班		
総務部	8 放送事業者に対する警報の放送及び警報の解除の放送、避難の指示及び避難の指示の解除の放送、緊急通報の放送の求めに関する事。	総括班		
	財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班	
		2 県議会との連絡に関する事。		
		3 県税の減免及び猶予措置に関する事。		
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。		
		5 国民保護措置等経費の予算措置に関する事。		
		6 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。		
7 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。	関係機能班			
人事班	1 職員の動員に関する事。	活動支援班		
	2 職員の非常招集に関する事。			
	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。			
	4 要避難地域等における職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事。			
	5 被災職員（家族を含む。）の集計等に関する事。			
	6 対応要員の安全確保に関する事（赤十字標章等及び特殊標章等の交付等の手続きを含む。）。			
	7 他の都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。		総括班	
	8 借上げ避難施設（共済組合関係施設に限る。）に関する事。		避難者支援班	
総務部	文書管財班	1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関する事。	情報班	
		2 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集及び整理に関する事。		
		3 被災者情報及び安否情報の個人情報の適正な取扱いに関する事。		
		4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関する事。		情報班 活動支援班
		5 県対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置等に関する事。		活動支援班
		6 通信連絡体制(福島県総合情報通信ネットワーク及び総合行政ネットワークを除く。)の確保及び庁内放送による職員への情報伝達に関する事。		
		7 集中管理自動車の配車に関する事。		
		8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の給与に関する事。		物資班
		9 私立学校における武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。		関係機能班
		10 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。		
		11 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスクケアに関する事。		総括班
	12 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の安全確保に関する事。			
市町村班	1 武力攻撃災害等に伴う市町村の起債に関する事。	総括班		
	2 市町村_に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事。	総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班		
	3 安否情報の収集及び整理に関する事（市町村からの情報に限る。）。	情報班		
危機管理部	※県対策本部設置後における危機管理総室所管業務の取扱い 危機管理総室職員は、機能班員として国民保護措置等に係る業務を行うため、県対策本部設置後における危機管理総室所管業務のうち機能班が所管しないものについては、次の実働班に業務を移管する。 ○危機管理課所管業務（赤十字標章等の交付等） 環境共生班 （生活関連等施設等の安全確保） 企業班 ○消防保安課所管業務（消防団、ガス・火薬関係） 環境保全班			

○災害対策課所管業務（自主防災組織関係）		環境保全班
○原子力安全対策課所管業務（原子力発電所関係）		地域づくり班
班名	所掌業務	担当機能班
企画調整部	企画調整班 1 部内各班の連絡調整に関する事 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事 (削除) (削除) 3 県民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関する事 4 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事 5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事 6 企画調整ユニットとの連携に関する事 7 部内他班の所掌に属しない業務に関する事	総括班
		(削除)
		情報班
		活動支援班
		総括班
		関係機能班
		関係機能班
	地域づくり班 1 原子力発電所の被害状況の把握に関する事 2 生活関連等施設（原子力発電所に限る。）の安全確保に関する事 3 緊急物資等の受入及び配送に関する事 4 その他原子力安全対策課所管業務の補助に関する事	原子力班
		総括班
		物資班
情報統計班 1 通信連絡体制（県総合情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事 2 安否情報の収集、整理及び提供に関する事	活動支援班	
	情報班	
復興班 1 駐在先市町村の被害情報の把握に関する事 2 駐在先市町村と県（ 県地方対策本部 ）との連絡調整に関する事	総括班	
	情報班	
文化スポーツ班 1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関する事 2 文化施設、体育施設等の被害の調査に関する事	情報班	
	活動支援班	
生活環境部	生活環境班 1 部内各班の連絡調整に関する事 2 生活交通関係の被害の調査に関する事 3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事 4 避難所運営等における人権・男女共同参画に関する事 5 外国人等の要配慮者対策に関する事 6 安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事 7 避難先地域等における消費者保護対策に関する事 8 物価対策の連絡調整に関する事 9 避難先地域等における物価の安定に関する事	総括班
		情報班
		避難支援班
		情報班
		関係機能班
		物資班
		物資班
		物資班
		物資班
	(削除) 13 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者に対する特殊標章等の交付等に関する事 14 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事 15 生活関連等施設等（鉄道施設及び軌道施設に限る。）の安全確保に関する事 16 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事 17 武力攻撃災害復興寄附金の受入に関する事 18 部内他班の所掌に属しない業務に関する事	活動支援班
		総括班
		関係機能班
		情報班
		関係機能班
		関係機能班
		関係機能班
		関係機能班
		関係機能班
環境共生班 1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事 2 被災地における環境汚染(水、大気・土壌関係に限る。)の応急対策に関する事 3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に係る庁内調整に関する事 4 ライフライン（ガス、上・下水道関係を除く。）の供給状況等に係る情報収集に関する事 5 その他危機管理課所管業務の補助に関する事	情報班	
	関係機能班	
	活動支援班	
	情報班	
	関係機能班	
1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事	総括班	

○災害対策課所管業務（自主防災組織関係）		環境保全班
○原子力安全対策課所管業務（原子力発電所関係）		地域づくり班
班名	所掌業務	担当機能班
企画調整部	企画調整班 1 部内各班の連絡調整に関する事 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事 3 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関する事 4 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関する事 5 県民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関する事 6 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事 (新規) 7 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事 8 部内他班の所掌に属しない業務に関する事	総括班
		総括班
		関係機能班
		情報班
		活動支援班
		総括班
		関係機能班
		関係機能班
	地域づくり班 1 原子力発電所の被害状況の把握に関する事 2 生活関連等施設（原子力発電所に限る。）の安全確保に関する事 3 緊急物資等の受入及び配送に関する事 4 その他原子力安全対策課所管業務の補助に関する事	原子力班
		総括班
情報統計班 1 通信連絡体制（県総合情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事 2 安否情報の収集、整理及び提供に関する事	活動支援班	
	情報班	
復興地域避難班 1 駐在先市町村の被害情報の把握に関する事 2 駐在先市町村と県（ 災害対策地方本部 ）との連絡調整に関する事	総括班	
	情報班	
文化スポーツ班 1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関する事 2 文化施設、体育施設等の被害の調査に関する事	情報班	
	活動支援班	
生活環境部	生活環境班 1 部内各班の連絡調整に関する事 2 生活交通関係の被害の調査に関する事 3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事 4 避難所運営等における人権・男女共同参画に関する事 5 外国人等の要配慮者対策に関する事 6 安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事 7 避難先地域等における消費者保護対策に関する事 8 物価対策の連絡調整に関する事 9 避難先地域等における物価の安定に関する事	総括班
		情報班
		避難支援班
		情報班
		関係機能班
		物資班
		物資班
		物資班
		物資班
	(削除) 13 被災地等における緊急通行車両の確認証明書の発行等に関する事 14 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者に対する特殊標章等の交付等に関する事 15 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事 16 生活関連等施設等（鉄道施設及び軌道施設に限る。）の安全確保に関する事 17 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事 18 武力攻撃災害復興寄附金の受入に関する事 19 部内他班の所掌に属しない業務に関する事	活動支援班
		総括班
		関係機能班
		情報班
		関係機能班
		関係機能班
		関係機能班
		関係機能班
		関係機能班
環境共生班 1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事 2 被災地における環境汚染(水、大気・土壌関係に限る。)の応急対策に関する事 3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に係る庁内調整に関する事 4 ライフライン（ガス、上・下水道関係を除く。）の供給状況等に係る情報収集に関する事 5 その他危機管理課所管業務の補助に関する事	情報班	
	関係機能班	
	活動支援班	
	情報班	
	関係機能班	
1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事	総括班	

生活環境部	環境保全班	2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関する事	関係機能班
		3 災害廃棄物処理に係る市町村への応援職員へのニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。	総括班
		4 消防機関及び自主防災組織に関する事。	総括班
		5 ガス関係施設の被害の調査に関する事。	関係機能班
		6 被災時における高圧ガス及び火薬類による被害の調査に関する事。	情報班
		7 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業に対する特殊標章等の交付等に関する事。	活動支援班
		8 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業者との連絡調整及びガスの供給依頼に関する事。	総括班
		9 生活関連等施設（ガス工作物及び消防保安課が所管する危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関する事	総括班
		10 その他消防保安課所管業務の補助に関する事。	関係機能班
		保健福祉部	保健福祉班
2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関する事。	情報班		
3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関する事。			
4 部内における安否情報の取りまとめに関する事。	関係機能班		
5 武力攻撃災害時要配慮者対策に係る部内の調整に関する事。	関係機能班		
6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関する事。			
7 武力攻撃災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関する事。			
8 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成、派遣に関する事。	避難支援班		
9 県対策本部事務局への保健医療福祉調整本部職員の派遣に関する事。			
10 福祉避難所の指定及び部内の調整に関する事。			
11 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班		
12 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班		
13 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。	関係機能班		
保健福祉部	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の被害の調査に関する事。	情報班
		2 県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関する事（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	
		3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関する事。	情報班
		4 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関する事。	
		5 高齢者、障がい者、 <u>難病患者</u> 等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。	関係機能班
		6 被災地における障がい者世帯の援護対策に関する事。	
		7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の応急復旧に関する事。	避難支援班
		8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関する事。	
		9 福祉避難所に関する事（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	総括班
		10 義援金品の受付及び配付手続き等に係る庁内調整に関する事。	
保健福祉部	健康衛生班	1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の被害の調査に関する事。	情報班
		2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関する事。	
		被災地における飲料水の供給に関する事。	総括班
		4 被災地における感染症の予防に関する事。	
		5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連携及び対処に関する事。	関係機能班
		6 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の応急復旧に関する事。	
		7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。	
		8 避難誘導時及び避難住民等の救援のための応急医療の提供及び助産に関する事。（統括災害医療コーディネーターによるDMA T及び医療救護班の調整並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を含む。）。	
		9 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関する事。	
		10 環境衛生の確保に関する事（衛生害虫駆除を除く。）。	
		11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。（統括災害薬事コーディネーターによる医薬品等の調整及び薬剤師の派遣調整等を含む。）。	
		12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。	
		13 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関する事。	
		14 <u>家庭動物</u> 救護対策に関する事。	
		15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関する事。	

生活環境部	環境保全班	2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関する事。	関係機能班
		(新規)	(新規)
		3 消防機関及び自主防災組織に関する事。	総括班
		4 ガス関係施設の被害の調査に関する事。	関係機能班
		5 被災時における高圧ガス及び火薬類による被害の調査に関する事。	情報班
		6 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業に対する特殊標章等の交付等に関する事。	活動支援班
		7 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業者との連絡調整及びガスの供給依頼に関する事。	総括班
		8 生活関連等施設（ガス工作物及び消防保安課が所管する危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関する事	総括班
		9 その他消防保安課所管業務の補助に関する事。	関係機能班
		保健福祉部	保健福祉班
2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関する事。	情報班		
3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関する事。			
4 部内における安否情報の取りまとめに関する事。	関係機能班		
5 武力攻撃災害時要配慮者対策に係る部内の調整に関する事。	関係機能班		
6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関する事。			
7 武力攻撃災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関する事。			
8 福祉避難所の指定及び部内の調整に関する事。	避難支援班		
9 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。			
10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。			
11 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。	関係機能班		
保健福祉部	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の被害の調査に関する事。	情報班
		2 県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関する事（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	
		3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関する事。	情報班
		4 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関する事。	
		5 高齢者、障がい者、 <u>難病患者</u> 等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。	関係機能班
		6 被災地における障がい者世帯の援護対策に関する事。	
		7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の応急復旧に関する事。	避難支援班
		8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関する事。	
		9 福祉避難所に関する事（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	総括班
		10 義援金品の受付及び配付手続き等に係る庁内調整に関する事。	
保健福祉部	健康衛生班	1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の被害の調査に関する事。	情報班
		2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関する事。	
		被災地における飲料水の供給に関する事。	総括班
		4 被災地における感染症の予防に関する事。	
		5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連携及び対処に関する事。	関係機能班
		6 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の応急復旧に関する事。	
		7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。	
		8 避難誘導時及び避難住民等の救援のための応急医療の提供及び助産に関する事。（統括災害医療コーディネーターによるDMA T及び医療救護班の調整並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を含む。）。	
		9 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関する事。	
		10 環境衛生に関する事（衛生害虫駆除を除く。）。	
		11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。	
		12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。	
		13 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関する事。	
		14 <u>動物（ペットに限る。）</u> 救護対策に関する事。	
		15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関する事。	

変更案

表3-8 救援の措置の実施に係る留意事項

救援の措置の内容	留意事項
収容施設の供与	<ol style="list-style-type: none"> 避難施設の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握） 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 避難施設におけるプライバシーの確保への配慮 <p><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 <u>収容期間が長期にわたる場合の対応（宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握）</u> <u>長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請）</u> <ol style="list-style-type: none"> 提供対象人数及び世帯数の把握
食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	<ol style="list-style-type: none"> 食品及び飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 食品及び飲料水の衛生確保 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 提供対象人数及び世帯数の把握 広域陸上拠点等及び緊急輸送路の確認、運送手段の調達、緊急物資等運送の際の交通規制
医療の提供及び助産	<ol style="list-style-type: none"> 医薬品、医療資機材、NBC災害等に対応する資機材等の所在の確認 被災情報（被災者数、被災の程度等）の収集 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 避難住民等の健康状態の把握及び医療を必要とする患者が継続して医療を受けるための調整
医療の提供及び助産	<ol style="list-style-type: none"> 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 広域陸上拠点等及び「県地域防災計画」一般災害対策編第3章で定めるヘリコプター臨時離着陸場の確認、緊急輸送路等の確保 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
被災者の捜索及び救出	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
埋葬及び火葬	<ol style="list-style-type: none"> 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力等の把握 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応〔「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考〕 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 国民保護法第122条及び同法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
電話その他の通信設備の提供	<ol style="list-style-type: none"> 収容施設等で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 収容施設等における電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 聴覚障がい者等への対応 <ol style="list-style-type: none"> <u>通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請</u>
<u>福祉サービスの提供</u>	<ol style="list-style-type: none"> <u>避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握</u> <u>これらの者からの相談対応</u> <u>これらの者に対する避難生活上の支援</u> <u>福祉避難所の設置</u> <u>福祉サービスの提供に係る国等への支援要請</u>
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定

現行

表3-8 救援の措置の実施に係る留意事項

救援の措置の内容	留意事項
収容施設の供与	<ol style="list-style-type: none"> 避難施設の把握（避難施設、福祉避難所、借上げ避難施設及び一時集合場所等で仮設小屋及び天幕等を設置するために利用可能な用地の把握） 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 避難施設におけるプライバシーの確保への配慮 <u>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</u> 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 <u>収容期間が長期にわたる場合の対応（応急仮設住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）</u> <u>応急仮設住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応</u> 提供対象人数及び世帯数の把握
食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	<ol style="list-style-type: none"> 食品及び飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 食品及び飲料水の衛生確保 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 提供対象人数及び世帯数の把握 広域陸上拠点等及び緊急輸送路の確認、運送手段の調達、緊急物資等運送の際の交通規制
医療の提供及び助産	<ol style="list-style-type: none"> 医薬品、医療資機材、NBC災害等に対応する資機材等の所在の確認 被災情報（被災者数、被災の程度等）の収集 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 避難住民等の健康状態の把握及び医療を必要とする患者が継続して医療を受けるための調整
医療の提供及び助産	<ol style="list-style-type: none"> 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 広域陸上拠点等及び「県地域防災計画」一般災害対策編第3章で定めるヘリコプター臨時離着陸場の確認、緊急輸送路等の確保 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
被災者の捜索及び救出	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
埋葬及び火葬	<ol style="list-style-type: none"> 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力等の把握 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応〔「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考〕 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 国民保護法第122条及び同法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
電話その他の通信設備の提供	<ol style="list-style-type: none"> 収容施設等で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 収容施設等における電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 聴覚障がい者等への対応 <ol style="list-style-type: none"> <u>(新規)</u>
<u>(新規)</u>	<ol style="list-style-type: none"> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定

	<p>4 応急修理の相談窓口の設置</p> <p>5 <u>住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請</u></p>
学用品の給与	<p>1 児童生徒の被災情報の収集</p> <p>2 不足する学用品の把握</p> <p>3 学用品の給与体制の確保</p> <p>4 <u>教科書等の給与に係る国等への支援要請</u></p>
死体の捜索及び処理	<p>1 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携</p> <p>2 被災情報、安否情報の確認</p> <p>3 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定</p> <p>4 死体の処理方法〔死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置〕</p> <p>5 死体の一時保管場所及び一時保管に必要な資材(棺、ドライアイス等)の確保</p>

	<p>4 応急修理の相談窓口の設置</p> <p><u>(新規)</u></p>
学用品の給与	<p>1 児童生徒の被災情報の収集</p> <p>2 不足する学用品の把握</p> <p>3 学用品の給与体制の確保</p> <p><u>(新規)</u></p>
死体の捜索及び処理	<p>1 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携</p> <p>2 被災情報、安否情報の確認</p> <p>3 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定</p> <p>4 死体の処理方法〔死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置〕</p> <p>5 死体の一時保管場所及び一時保管に必要な資材(棺、ドライアイス等)の確保</p>

変更案

3 計画・マニュアル・協定等

計画等の略称等	計 画 等 名
<略>	
緊急通行車両の確認手続等取扱要領	<p>福島県における緊急通行車両の確認手続等取扱要領 (令和7年4月1日 危機管理部)</p> <p>国民保護法第155条第1項の規定に基づき、事態認定時において、県公安委員会が交通の規制を行った区間について、知事が緊急通行車両を通行させるための確認手続等を定める。なお、災害時も取扱要領の対象とする。</p>
緊急通行車両の確認手続等運用マニュアル	<p>緊急通行車両の確認手続及び災害等派遣等従事車両に対する有料道路料金免除措置手続運用マニュアル (令和7年4月 危機管理部)</p> <p>緊急通行車両の確認手続等取扱要領の具体的な事務手続等を定めた。なお、災害時もマニュアルの対象とする。</p>
県NBC災害等連携指針	<p>福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 (平成20年度生活環境部)</p>
<略>	
相互応援協定	<p>他都道府県等と締結する次の協定をいう。なお、災害時も協定の対象とする。</p> <p>1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (平成19年7月12日 協定締結)</p> <p>2</p> <p>2 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 (8道県協定：平成19年11月8日 協定締結)</p>
<略>	
県災害医療行動計画	福島県災害医療行計画 (令和3年 保健福祉部)
県原子力災害医療行動計画	福島県原子力災害医療行動計画【第2版】 (平成29年度 保健福祉部)
県感染症予防計画	福島県感染症予防計画 (令和5年度 保健福祉部)
<略>	

現行

3 計画・マニュアル・協定等

計画等の略称等	計 画 等 名
<略>	
緊急通行車両の確認手続等取扱要領	<p>福島県における緊急通行車両の確認手続等取扱要領 (平成19年3月12日 生活環境部)</p> <p>国民保護法第155条第1項の規定に基づき、事態認定時において、県公安委員会が交通の規制を行った区間について、知事が緊急通行車両を通行させるための確認手続等を定める。なお、災害時も取扱要領の対象とする。</p>
緊急通行車両の確認手続等運用マニュアル	<p>緊急通行車両の確認手続及び災害等派遣等従事車両に対する有料道路料金免除措置手続運用マニュアル (平成19年3月 生活環境部)</p> <p>緊急通行車両の確認手続等取扱要領の具体的な事務手続等を定めた。なお、災害時もマニュアルの対象とする。</p>
県NBC災害等連携指針	<p>福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 (平成20年度生活環境部)</p>
<略>	
相互応援協定	<p>他都道府県等と締結する次の協定をいう。なお、災害時も協定の対象とする。</p> <p>1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (平成19年7月12日 協定締結)</p> <p>2 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定 (平成18年7月24日 協定締結)</p> <p>3 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 (8道県協定：平成19年11月8日 協定締結)</p>
<略>	
県災害救急医療マニュアル	福島県災害救急医療マニュアル (平成9年 保健福祉部)
県原子力災害医療行動計画	福島県原子力災害医療行動計画 (平成28年度 保健福祉部)
県感染症予防計画	福島県感染症予防計画 (平成16年度 保健福祉部)
<略>	